

国営かんがい排水事業 弓浜半島地区

事業の概要

本地区は、鳥取県西部の弓浜半島に位置し、米子市及び境港市に広がる 2,430haの畑作を中心とした農業地帯である。

本地区の農業用水は、1級河川日野川及び法勝寺川から取水し、国営中海土地改良事業により昭和40年代に造成された米川用水路及び五ヶ井手用水路等により地区内に供給されているが、築造後30年以上が経過し、用水路及び附帯する調水堰等は経年変化による機能低下が著しく、用水配分の管理運用に多大の労力を要するなど、用水管理に支障をきたしている。

このため本事業において、用水路及び附帯する調水堰等の更新を行うものである。

事業の目的・必要性

本事業において、用水路及び附帯する調水堰等の更新を行うことにより、施設機能の回復と維持管理費の軽減による農業経営の安定化を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	18百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	141百万円
・防護柵の設置による安全性の確保	19百万円
・周辺景観に配慮した整備による水辺環境の保全	22百万円
計	199百万円

(費用便益比の算定)

区分	算定式	数値	備考
総事業費	①	3,200百万円	
効用	②	199百万円	
廃用損失額	③	47百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	29年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0608	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	3,225百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.00	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業経営の安定化が図られるとともに、年間約18百万円相当の維持管理費が節減される。

日程・手続

平成16年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きを開始する見込み。

事業に対する決議

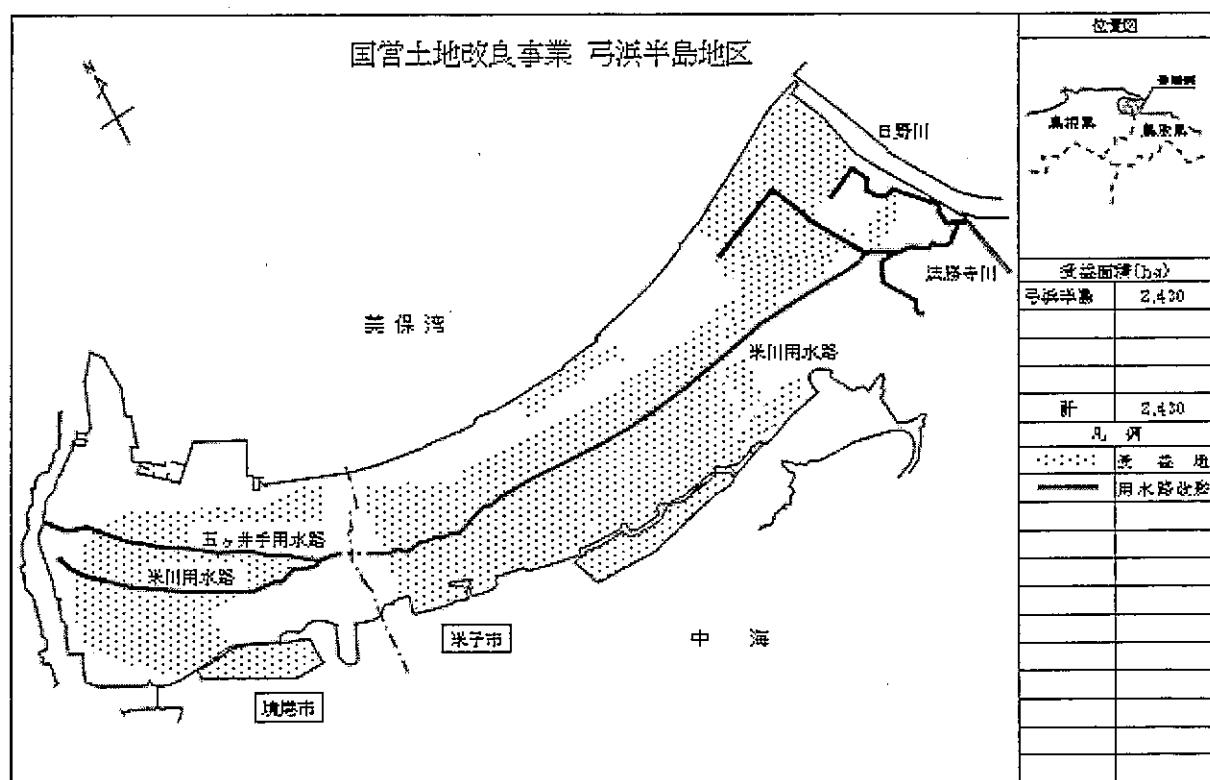
平成16年3月の米川土地改良区総代会において、本事業の構想を示し合意が得られている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	2, 430 ha		
2. 受益者数	6, 456 人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	用水路改修	1式	3, 200百万円
	合計		3, 200百万円
4. 国営総事業費	3, 200百万円		



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

(局名：中国四国農政局) (地区名：弓浜半島地区)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性 が明確であるこ と。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業 生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、 当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性 が確実であるこ と。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行 が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性 が十分見込まれ ること。(効率 性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償う こと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可 能性が十分であ ること。(公平 性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営 の状況からみて、負担能力の限度を超えることとは ならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和 に配慮してい ること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要 件を満たしてい ること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基 準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工 期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

(局名：中国四国農政局) (地区名：弓浜半島地区)

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目	評価の内容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	<input type="checkbox"/>
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	<input type="checkbox"/>
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	<input type="checkbox"/>
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	<input type="checkbox"/>
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されいる。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。